

令和5年12月22日

第79回足立区都市計画審議会議事録

足立区役所 中央館8階 特別会議室

第79回足立区都市計画審議会会議録記録署名委員

(令和5年12月22日開催)

会長	
署名委員	

足立区都市計画審議会 会議概要

会 議 名	第 7 9 回足立区都市計画審議会		
事 務 局	都市建設部 都市建設課		
開 催 年 月 日	令和 5 年 12 月 22 日 (金)		
開 催 時 間	午後 2 時 00 分 ~ 午後 3 時 23 分		
開 催 場 所	足立区役所 中央館 8 階 特別会議室		
区長の出席	有・無		
出 席 者	会長 長塩 英治 委員	署名委員 廣兼 周一 委員	村尾 公一 委員
	山村 崇 委員	工藤てつや 委員	長井まさのり 委員
	かねだ 正 委員	岡安たかし 委員	三輪 由美 委員
	柴 善弘 委員	横村 隆子 委員	青田 明子 委員
	長谷川京子 委員	上野須美代 委員	細岡 晃 委員
	大田 新吾 臨時委員	石澤 幸洋 臨時委員	
欠 席 者	林 千尋 委員	柴田 政子 委員	歌川 光一 委員
	亀田 彩子 委員		
関係区職員	専 門 委 員・幹 事		
	副区長 工藤 信 専門委員	環境部長 荒井 広幸 専門委員	都市建設部長 真鍋 兼 専門委員
	道路公園整備室長 吉原 治幸 専門委員	建築室長 田中 靖夫 専門委員	まちづくり課長 中村 博 幹事
	パークイノベーション推進課長 山坂 延央 幹事		

その他の区関係職員		
東部地区建設課長 臺 富士夫	建築第一係係長 宇田川 実	建築第一係主査 伊勢谷 考祐
事業調整担当課長 臼倉 憲二	西部地区係係長 傳田 若樹	西部地区係主任 和泉 景子
西部地区係主任 古渡 弘樹	推進係係長 浅利 正俊	推進計画係主任 平山 さやか
住宅課長 金澤 大輔	団地建替調整係係長 山下 栄一	団地建替調整係主任 中原 三智
団地建替調整係係員 塩田 真希	区営住宅更新担当課長 森田 充	管理係長 岡田 聰
学校施設係 渡部 亮		
事務局		
都市建設課長 室橋 延昭	都市計画係係長 上野 衣知子	都市計画係主査 加藤 智子
都市計画係主任 池田 文洋	都市計画係主任 渡邊 さとみ	都市計画係係員 井沢 仁
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・第79回足立区都市計画審議会（令和5年12月）次第 ・第79回足立区都市計画審議会 委員等名簿 ・第79回足立区都市計画審議会 座席表 ・第79回足立区都市計画審議会（令和5年12月）議案書（計画図書） ・第79回足立区都市計画審議会（令和5年12月）議案説明資料 ・第79回足立区都市計画審議会（令和5年12月）報告説明資料 	
その他	<p>傍聴人：<input checked="" type="radio"/>有 <input type="radio"/>無 (1 人)</p> <p>その他の参加者：有 <input checked="" type="radio"/>無</p>	

(審議経過)

○室橋都市建設課長 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、第79回足立区都市計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日司会を務めさせていただきます都市建設課長の室橋と申します。よろしくお願ひいたします。

はじめに、事務局から委員の皆様にお知らせがございます。

まず、職務代理者の指名についてですが、前回、会長が一時ご不在であったために、職務代理者の指名ができませんでした。後日、長塩会長から廣兼委員を指名する旨を事務局で確認させていただきました。これによりまして、今回より職務代理者を廣兼委員にお願いいたします。

また、前回、10月19日に開催されました議事録の署名についてですけれども、審議会内では廣兼委員と村尾委員で署名することといたしましたが、改めて事務局で条例等を確認させていただいたところ、会長と職務代理者で行うことが適切と判断いたしました。よって、前回の議事録の署名につきましては、長塩会長と廣兼委員にお願いすることといたします。

事務局からのお知らせは以上でございます。

次に、本審議会の情報公開についてのご連絡です。本審議会は公開を原則としております。そのため、会議記録につきましては、区のホームページで公開させていただいております。また、会議記録作成のため、録音させていただきますので、ご理解の程、よろしくお願ひいたします。

それでは、事前にお送りいたしました次第をご覧いただきたいと思います。次第に記載いたしましたとおり、本日は二部構成でございます。第一部は委員の委嘱、第二部は議案の審議・報告でございます。

それでは第一部、委員の委嘱を行わせていただきます。このたび、学識経験者1名の委員が決定いたしました。

これから、お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立の後、ご着席いただきたいと思います。

学識経験者委員、山村崇様。

○山村委員 東京都立大学都市政策科学科の山村でございます。本日から参加させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○室橋都市建設課長 ありがとうございます。

なお、委嘱状につきましては、机上配付とさせていただいております。

これにて、第一部の委員の委嘱を終了させていただきます。

それでは、第二部に入らせていただく前に、傍聴人がいらっしゃいますので、ご入場いただいてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長塩会長 傍聴人はご入場ください。

(傍聴人入室)

○室橋都市建設課長 では、第二部、「議案審議」及び「報告事項」に移らせていただきます。

ここからの議事進行につきましては、長塩会長にお願いいたします。

○長塩会長 それでは、都市計画審議会の議事を進めてまいります。

はじめに、事務局から本日の資料と議案について説明してください。

○室橋都市建設課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。お持ちいただいた資料をご覧ください。

まず、「次第」、「委員等名簿」、「座席表」、それぞれ1枚。次にしろ色の表紙の「議案書」、一綴り。次にきみどり色の表紙の「議案説明資料」、一綴り。次にもも色の表紙の「報告説明資料」、一綴り。座席表につきましては、変更がございますので、机上配付しているものに差し替えをお願いいたします。

以上が本日の資料でございます。不足している資料等がございましたら事務局へお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、次第をご覧ください。

本日は、議案審議が1件、報告事項が4件ございます。まず、議案審議でございますが、第1号議案「南花畠五丁目地区関連」といたしまして、1-1 「東京都市計画一団地の住宅施設の変更（渕江北一団地の住宅施設の廃止）（足立区決定）」、1-2 「東京都市計画地区計画南花畠五丁目地区地区計画の決定（足立区決定）」、1-3 「東京都市計画高度地区の変更（足立区決定）」、1-4 「東

京都市計画防火地域及び準防火地域の変更（足立区決定）」、1－5「東京都市計画用途地域の変更（東京都からの意見照会）」、1－6「東京都市計画土地区画整理事業足立東部土地区画整理事業の変更（東京都からの意見照会）」でございます。

続きまして、報告事項でございますけれども、報告1「竹ノ塚駅中央地区のまちづくりについて」、報告2「小台一丁目地区のまちづくりについて」、報告3「六木一丁目地区のまちづくりについて」、報告4「渕江公園及び（仮称）大谷田一丁目公園の都市計画変更について」、の4件でございます。

次に、議案審議及び報告事項の説明及び発言方法についてご案内いたします。議案及び報告事項の説明においては、お手元の資料をご覧ください。なお、会場のモニターは参考にご覧いただきたいと思います。

質疑応答は、議案審議1件については説明後にお時間を設け、報告事項につきましては全4件のご説明後にまとめてお時間を設けさせていただきます。質疑応答において、ご発言の際には挙手をいただき、会長の指名の後、席上のマイクのスイッチを入れてご発言ください。また、発言が終わりましたらスイッチをお切りいただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。
○長塩会長 それでは、議案審議に入る前に、委員の出席状況を事務局から報告願います。
○室橋都市建設課長 本日、定数19名のところ15名のご出席をいただいております。過半数のご出席をいただいておりませんので、審議会が有効に成立することをご報告申し上げます。

○長塩会長 議事録署名人は、私と廣兼委員が務めますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、「議案審議」に入ります。
第1号議案「南花畠五丁目地区関連」について、森田区営住宅更新担当課長から説明を願います。

○森田区営住宅更新担当課長

私からは、第1号議案「南花畠五丁目地区関連」につきまして、ご説明を申し上げます。

まず1－1「東京都市計画一団地の住宅施設の変更（渕江北一団地の住宅施設の廃止）（足立区決定）、1－2「東京都市計画地区計画南花畠五丁目地区地区計画の決定（足立区決定）」、1－3「東京都市計画高度地区

の変更（足立区決定）」、1－4「東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更（足立区決定）」、1－5「東京都市計画用途地域の変更（東京都からの意見照会）」、1－6「東京都市計画土地区画整理事業足立東部土地区画整理事業の変更（東京都からの意見照会）」、以上6件の議案を提出させていただきます。

提出者は、6件全て、足立区長、近藤弥生となっております。

それでは、お手元の資料、しろ色の表紙の議案書の1ページをご覧ください。

まず1－1「東京都市計画一団地の住宅施設の変更（渕江北一団地の住宅施設の廃止）（足立区決定）」になります。

提案理由は、本計画を変更するに当たり、足立区都市計画審議会の議を経る必要があるためでございます。

続きまして、議案書の6ページをご覧ください。1－2「東京都市計画地区計画南花畠五丁目地区地区計画の決定（足立区決定）」になります。

提案理由は、本計画を決定するに当たり、足立区都市計画審議会の議を経る必要があるためでございます。

続きまして、議案書の21ページ、1－3「東京都市計画高度地区の変更（足立区決定）」になります。

続きまして、おめくりいただきまして、27ページになります。27ページ、1－4「東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更（足立区決定）」になります。

以上2件の提案理由につきましては、本都市計画を変更するに当たりまして、足立区都市計画審議会の議を経る必要があるためでございます。

以上が足立区決定の4件の議案となっております。

続きまして、32ページ、1－5「東京都市計画用途地域の変更（東京都からの意見照会）」になります。

続きまして、40ページ、1－6「東京都市計画土地区画整理事業足立東部土地区画整理事業の変更（東京都からの意見照会）」となります。

以上2件の提案理由につきましては、本計画を変更するに当たり、東京都からの意見照会があり、これに回答するため、足立区都市計画審議会の議を経る必要があるためでござ

ざいます。

次に、議案書の内容につきまして、きみどり色の表紙の議案説明資料をご覧ください。

議案説明資料の1ページ目、「1 議案の趣旨」でございます。

本案件は、都営保木間第5アパート及び都営南花畠五丁目アパートの建て替え及び建て替えによる公共用地の創出を目的に、6つの都市計画を決定及び変更するものでございます。

「2 地区の現況」となります。

都営保木間第5アパート及び都営南花畠五丁目アパートは、足立区の北東部、つくばエクスプレス六町駅から北西方面へ約1.5kmのところに位置しております。

本地区の一部は、一団地の住宅施設や土地区画整理事業が都市計画決定されています。周辺には、公園、道路等が整備され、良好な市街地が形成されております。

続きまして、2ページ目をご覧ください。

「3 都市計画決定・変更概要」です。

(1) 渕江北一団地の住宅施設を廃止します。右側の図1の水色で着色された部分が、一団地の住宅施設の区域です。こちらにかかっている制限事項等を全て廃止します。

次に、(2) 地区計画の決定についてご説明させていただきます。右側の図1の青色の線で囲まれた区域に、南花畠五丁目地区地区計画を決定いたします。名称、位置、面積、目標は記載のとおりでございます。

続きまして、3ページをご覧ください。地区的区分と建築物等に関する事項となります。

はじめに地区の区分ですが、図2に示しているとおり、住宅地区と公共公益施設地区の2つの地区に区分されております。それぞれの地区的容積率の最高限度、建蔽率の最高限度、敷地面積の最低限度は、左下の表に記載のとおりです。

次に、用途の制限についてです。右側の表をご覧ください。住宅地区は都営住宅の建て替え用地として想定しており、共同住宅や防災倉庫など、記載の建物が建築できる制限となっております。公共公益施設地区は、主に神社、寺院など、記載の建物が建築できない制限となっております。

続きまして、4ページをご覧ください。地区施設の配置及びその規模となっております。地区施設とは、居住者などが利用するための道路、公園、緑地、広場などの配置を定めるものです。道路につきましては、既に道路として担保され

ている箇所につきましては、地区施設として位置づけておりません。

では、右側の凡例に沿って、上から簡単にご説明させていただきます。

はじめに区画道路です。本地区の東側を南北に走っている紫色で着色された道路を区画道路に位置づけております。

続きまして、地区内通路です。本地区内を南北及び東西に走っている6つの黄色で着色された通路を地区内通路として位置づけます。区画道路も地区内通路も、ともに車道となっております。

次に公園です。区立南花畠公園を地区施設の公園として位置づけております。

次に広場です。地区内に避難場所として防災上有効な地域の拠点の役割も果たす4つの広場を位置づけてます。

次に、赤色で着色されたものが歩道状空地です。歩道状空地とは、歩行者が安全に歩ける空間を確保する目的で位置づけております。先ほどご説明させていただきました車道である区画道路及び地区内通路に沿って、歩行空間を有効幅員2.0m確保できるように歩道状空地を位置づけます。

具体的には、地区内通路沿い及び地区外周に歩道状空地を1号～16号まで位置づけています。歩道状空地9号～14号につきましては、地区内通路にある既存の幅1.5mの歩道と合わせて有効幅員を歩道空間として2.0m確保します。

また、後ほど説明させていただく土地区画整理事業の変更を行うに当たり、東側に三角で図示した5か所に隅切りを位置づけています。

次に緑道です。地区内中央を東西に走る通路沿いの北側と広場1の北側、公共公益施設地区の東側に緑道を位置づけます。

最後に緑地です。快適な歩行者環境を形成するため、また、既存樹木の保全に努めながら緑のネットワークを形成するため、地区内通路沿い及び地区外周に緑地を1号～22号まで位置づけております。

続きまして、5ページをご覧ください。壁面位置の制限となります。

壁面位置の制限とは、右下の図のように、建物を道路境界等から壁面の位置の制限の距離以上に離して建築するという制限です。地区内には5種類の壁面の位置の制限を設けます。図4の色及び数字と右に5つ並んでいる四角の枠の色及び数字は対応しております。

続きまして、6ページをご覧ください。

地区内には、図5のように、建築物等の高さの最高限度を設けます。公共公益施設地区以外は全て住宅地区ですが、住宅地区のうち黄色く着色されている部分は、東・西・北側の道路の境界から30mにつきまして、日影などの周辺環境を考え17mの高さに設定し、それ以外の図で水色に着色されている部分は高さを23mとします。桃色に着色されている公共公益施設地区は12mの高さとしております。

次に、右側のその他の建築物等の制限ですが、建築物等の形態また色彩その他の意匠の制限、垣又は柵の構造の制限につきまして、記載のようすに定めております。

続きまして、7ページをご覧ください。用途地域等の変更についてご説明させていただきます。

図6をご覧ください。青色の線で囲まれた区域が地区計画を決定する区域となります。また、オレンジ色に着色されている部分は、土地区画整理事業を施行すべき区域に指定されており、土地区画整理事業の施行を見据え用途地域等により建築制限が厳しく定められています。今回の都営住宅の建て替えに伴い、地区計画を導入し、高度地区、防火地域及び準防火地域、用途地域を変更します。

下の表をご覧ください。用途地域を第一種低層住居専用地域から第一種中高層住居専用地域に、建蔽率は30%から60%に、容積率は60%から200%に、高度地区は第1種から第2種に、防火及び準防火地域は現在の指定なしから準防火地域に、高さの限度は10mから指定なしに、変更します。

続きまして、8ページをご覧ください。(6) 土地区画整理事業の変更についてご説明させていただきます。

右側の図7をご覧ください。桃色に着色された部分のうち、Aは桑袋地区、Bは足立東部花畠東部地区です。地区計画を定める区域は、Bの西側の青色の線で囲まれた部分となります。

続いて、左下の拡大図をご覧ください。先ほどもご説明させていただきましたが、青色の線で囲まれた区域が地区計画を決定する区域です。また、水色で着色された部分が、土地区画整理事業を施行すべき区域に指定されております。今回、都営住宅の建て替えに伴い地区計画を導入し、整備手法を変更するため、足立東部土地区画整理事業の区域から削除します。さらに、赤色で着色された部分につきましては、土地区画整理事業の施行が完了している区域であり、図7に示すとおり、本地区以外の既に

土地区画整理地事業の施行が完了している区域も併せて削除します。

続きまして、9ページをご覧ください。「4都市計画手続きの経緯と今後の予定」となります。

経緯は記載のとおりでございます。令和5年9月12日に地区計画に係る都市計画原案の説明会を開催いたしました。都市計画法第16条及び第17条に基づく都市計画手続につきましては、意見書の提出はありませんでした。

本日の第79回都市計画審議会にてご審議いただき、その後、令和6年2月上旬に第244回東京都都市計画審議会にて東京都決定の用途地域及び土地区画整理事業について審議終了後、3月上旬に都市計画決定・告示を考えております。

以上で第1号議案の説明を終わります。ご審議の程、どうぞよろしくお願ひいたします。
○長塩会長 それでは、第1号議案の審議をいたします。発言に当たりましては、その都度、職名もしくは氏名を名乗られてからお願ひいたします。

本件について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

○横村委員 東京都建築士事務所協会の横村と申します。2点ほど質問させていただきたいと思います。

1点は、きみどり色の表紙の5ページ、北側の道路のところの壁面後退というのでしょうか、1番と2番とあります。同じ道路に対してどうして壁面後退距離の違うものが、2番というのが短くあるのですけれども、その理由をお聞かせいただきたいのが1点です。

それからもう1点は、4ページでございます。これは緑化の考え方についてご質問させていただきたいと思います。

私の家の近所には都営住宅とURの住宅がございまして、既存のURの住宅は、桜であったり、花壇をついている団地がございまして、その花壇を生かしたり、そういうような形で、既存の特徴をより生かして緑化計画をしておりまして、それが長年たって非常にいい散歩道になっております。

ここでは既存を生かすというお話が先程ございましたけれども、都営住宅での既存の樹木とか緑化に対する特徴があつて、それをどのように生かしてさらによい環境をつくるのか。足立区は、公園におかれましてもパ

一クイノベーションで非常に意欲的に、高齢者であったり、運動であったり、若者向けに公園をつくられていて、とてもいいと思うのですが、そういうような形で都営住宅における足立区の方針というのでしょうか、その辺をお聞かせいただけたらと思います。以上です。

○森田区営住宅更新担当課長 私から都営住宅の建て替えに伴う緑化の考え方について回答させていただきます。今回の団地の建て替えに際して、団地内にある既存の高木だと中木の樹木を有効に生かした形で緑化を考えております。

一例を挙げますと、こちらの施設のちょうど中央部分になりますけれども、東西の黄色の道路の北側のほうに「緑道1」、「緑道2」と書いてあるのが分かるかと思います。こちらの緑道につきましては、北側にある既存の高木を取り込む形で緑道を形成する予定で位置づけております。また、そのほかにも「緑地」というものがありますけれども、こちらの緑地につきましても、団地内に従前からある低木をそのまま取り込むような形で緑地にさせていただいて、周辺環境との調和を図り、散歩道としての機能を担保していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田中専門委員 補足して説明させていただきます。

横村委員から初めにご質問ございました5ページの北側の道路の壁面後退6mと4m、段差ができてしまうのではないかというようなご質問だったかと思うのですけれども、区道幅員に約2mの差があり、紫色で塗っております大部分の①の部分につきましては、道路境界線から6m下がってくださいということ。オレンジ色の②の区間につきましては、こちら側の道路の境界から4mということになっておりますので、結果的には壁面後退の連続性は概ね担保できるという認識でございます。

○横村委員 ということは、歩道はちゃんと同じ幅員できれいにできて、壁面もそれとともに統一されるというような計画をされているということでおろしいわけですね。

それと、先程緑化に対して既存樹を生かすとございましたけれども、どんな既存樹があるて、これから計画だと思うので、なかなか詳細まではあれでしょうけれども、大きな

方針としてはどういう傾向でございますか。お教えいただけたらと思います。

○森田区営住宅更新担当課長 高木は、カイヅカイブキがあります。また、低木についてはサツキ系が多いと思いますけれども、このような既存の樹木を有効に生かしながら、四季折々、季節を感じられるような緑のネットワークを形成していきたいと考えております。

○室橋都市建設課長 補足させていただきます。

私は、景観審議会も所管させていただいております。現在、東京都は既存樹木の全調査を行い、極力既存樹木は残していくという方向で、景観上、緑のネットワーク等、そういうものでなるべく既存のものを配慮した形での緑化計画は既に作っており、景観審議会でもご審議いただいており、緑を大切にして保存していくというところでは特に問題ないと考えております。

○横村委員 大変ありがとうございます。私の印象としましては、先程もちょっとURを一例にお話しさせていただきましたが、これからどんどん都営住宅が老朽化して、こういうことが増えると思うのですが、まちを散歩しておりますと、どうしても都営住宅に緑が少ないイメージがありまして、既存調査に加えて、そこは足立区らしい豊かな都営住宅というふうに、足立区はいろいろな意味でトップランナーを走っておられるので、そういう緑化計画をさらにして、まちの散歩道をつくるていただきたいという単純な希望で申し訳ございませんが、よろしくお願ひいたします。以上です。

○長塩会長 他にございますか。

○かねだ委員 足立区議会のかねだです。よろしくお願ひします。

私からは1点だけ質問させていただきたいのですけれども、6ページの建築物の制限等なのですけれども、西新井大師前に西新井センターできるときに、制限として和風の意匠というのがちょっとあって、そのときも質問させていただいたのですけれども、今回も「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」とあるのですが、「建築物の形態、屋根、外壁の色彩等は、周辺の街並みと調和し、良好な住環境にふさわしい落ち着いた色合いとする」。また、屋外の広告物等についても記載があるのですけれども、このままだと

曖昧な部分が非常にあるのだと思うのです。具体的にどういう色合いで、また、最終的には役所の担当者の方が判断するのかもしれませんけれども、その辺について最終的に誰が判断するのか。というのは、人によって、色合いであったりだと、形態であったりというのがあまり大きく変わってはいけないと思っているので、その辺についての具体的なものというのがあるのでしょうか。

○森田区営住宅更新担当課長 ただいまのご質問につきまして、主に建物の形態とか意匠、色彩も含めて、どういうふうになるかというご質問かと思います。

こちらにつきましては、建物の設計作業の中で、区といたしましても、景観に関する条例、あるいは屋外広告物条例等を基に東京都と協議しながら、地元のまちに調和した色彩とかスタイルを検討していけたらと考えております。

○室橋都市建設課長 先程、景観審議会も所管させていただいていると言ったところでございますけれども、景観審議会の中で外壁の色彩、特に足立区全体で、例えば茶色系とか、既存の範囲の中で外壁の色を決めていくとか、形状等も景観の部会の中で東京都と協議させていただきながら調和の取れたものを決めていくというところで、指導、誘導等をさせていただいているところでございます。

○かねだ委員 決めていくということは分かるのですけれども、今そこに出ているものだけでは非常に分かりづらいなと私自身は思うのです。言い方はいけないですけれども、大ざっぱな部分が非常にあって細かくは決まっていないという中で、西新井センターのときには、具体的な色合いで、和風というものを視覚で見えるものとして捉えられるように出してきたのですけれども、今回についても、こういうものが良好な住環境にふさわしい落ち着いた色合いなのだ、形なのだというものが視覚として見られるようなものがあるのでしょうか。

○森田区営住宅更新担当課長 現在のところは、そういった具体的な意匠等がお示しできるものはございません。

○真鍋専門委員 委員ご発言の内容ですが、地区計画の図書上はこのような書き方をしておりますが、実際に団地の建て替えに際しては、おのれに景観のガイドラインを策定

して、周辺との色合いでありますとか、横村委員が言っていた緑であったりとか、総合的にガイドラインを作成して、その上で建物の計画をしていくということになりますので、周辺の調和は十分図っていきたいと考えております。

○かねだ委員 分かりました。その辺については非常に留意していただいて、ちゃんと調和が取れた形にしていっていただきたいということは要望しておきます。

○横村委員 建築士事務所協会の横村です。今のかねだ委員のことにつきましては、ちょっと補足させていただきたいと思います。

足立区は広域ですので、地域によって風土がいろいろあると思います。例えば千住、それから環七から北側は緑と水辺もあるというような地域。環七から下側は、まだ木密の密集地域。同じものを金太郎あめのようにつくるのではなく、地域特性をしっかり読み込んでいただきて、千住は千住らしい昔からの宿場町のまちづくりの景観をお願いしたいです。緑の豊かな環七から北側の地域、その優良な住宅地にふさわしい、子供たちがそこに行きたくなるような、今委員がおっしゃられたように、誰もが分かるガイドラインの見える化をぜひ進めた上で都と協議をいただけたらと思います。以上です。

○長塩会長 それは質問ですか。

○横村委員 要望です。

○長塩会長 なるべく質問以外のものは、別の機会にお願いします。

○長井委員 区議会議員の長井です。よろしくお願いいたします。私からも地域特性を活かしたまちづくりをしっかり要望させていただきます。

3ページのところで、公共用地の創出ということでございますけれども、公共公益施設地区、このピンクのところの広さであったり、面積はどうなのか。また、前回の審議会のときに、たしか福祉施設と聞いておりましたけれども、その後具体的に何か情報等はつかんでいますか。

○森田区営住宅更新担当課長 まず公共公益施設の広さ、面積でございますけれども、こちらにつきましては約0.2haとなっております。こちらはしろ色の表紙の議案書の13ページに約0.2haと書かれています、そのとおりでございます。

また、具体的な施設につきましては公共公

益施設として、公共の福祉に資する施設を検討していくというふうに聞いております。

○長井委員 分かりました。ご丁寧にご説明いただきて本当にありがとうございます。

この団地は大変大型団地でございます。現在の戸数はどのぐらいあって、建て替えによってその戸数はどうなっていくのか。また、団地内に保育園がございますけれども、その保育園については今後どうなるのか伺います。

○森田区営住宅更新担当課長 まず現在の住戸数でございますけれども、全部で905戸となっております。建て替え後の計画戸数ですけれども、こちらにつきましては、現在ご審議いただいている地区計画が決定した後、東京都がその地区計画に基づきまして建物の設計を進めていきます。その過程の中で戸数も決まってくるのかなと考えております。

また、区立の保育園があるのですけれども、こちらについては、現在、特に情報はございません。

○長井委員 分かりました。情報が入りましたら、この地域の保護者の方も心配されている部分もありますので、よろしくお願ひいたします。

最後になりますけれども、9ページのところで、今後の予定ということで、令和6年度から居住者移転（第1期）開始。また、既存建物除却工事（第1期）着手とあります。年が明ければ翌年ということでございますけれども、住民への説明会等についてはいかがでしょうか。

○森田区営住宅更新担当課長 住民への説明会ですけれども、繰り返しになりますけれども、この地区計画が固まった段階で東京都のほうが具体的な建物の設計に入っていきます。その建物の設計がある程度まとまった段階で、足立区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整条例に基づきまして、近隣の皆様に説明会を行う予定でございます。その後、東京都のほうで具体的に団地の工事の発注をした段階で、請負業者も含めて丁寧な工事説明会を行っていくと聞いております。

○真鍋専門委員 居住者様への説明につきましては、東京都の建て替えに伴って丁寧に進めていくと思います。また情報が入りましたら、ご連絡申し上げたいと思います。

○長井委員 分かりました。都営住宅の建て替えというのは、住民にとっては生活に関わる一大事の状況でございますので、説明会等につきましては丁寧に進めていただくように、東京都の方へも区からしっかりと要望していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○長塩会長 他になければ採決いたします。

本案につきまして、異議のないものと決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○長塩会長 それでは、第1号議案は異議のないものと決定いたします。

続きまして、報告事項に移ります。報告1「竹ノ塚中央地区のまちづくりについて」、報告2「小台一丁目地区のまちづくりについて」、計2点を中村まちづくり課長から説明してください。

○中村まちづくり課長 まちづくり課長の中村でございます。よろしくお願ひいたします。

私からは、まず報告1「竹ノ塚駅中央地区のまちづくりについて」、ご説明させていただきます。お手元の資料では、もも色の表紙の報告説明資料の1ページでございます。

まず「1 報告の趣旨」でございます。

当地区では、駅前広場等の整備や駅前のUR第三団地の再生、エリアデザイン計画と整合性のあるまちづくりを推進していくため、令和5年11月に竹ノ塚駅周辺のまちづくり構想と地区まちづくり計画の見直しを行いました。

こうした背景を踏まえまして、地区計画の目標や方針等の変更と、UR団地のストック再生と連動した竹の塚第五公園のまちづくり活用に伴い、都市計画公園及び地区計画の地区施設を変更することについて、その概要をご報告するものでございます。

続きまして、「2 地区の現況」でございます。

現在の竹ノ塚駅中央地区地区計画は、平成29年11月に決定・告示され、「にぎわいがあり、安全で快適な居住環境の保全」「良好な街並みの形成」「駅東西が一体となった活性化」に取り組んできました。

令和6年3月には竹ノ塚駅付近の東武伊勢崎線連続立体交差事業が完了する見込みであり、今後は駅東西が一体となったまちづくりの更なる推進が求められています。

続きまして、2ページ、「3 地区の課題」でございます。

竹ノ塚駅東口駅前広場は、バス停の位置やタクシー待機の問題などの交通安全上の課題を抱えています。この広場の拡張整備を促進するため、竹の塚第五公園などをまちづくりに活用することが、地区まちづくり計画のみどりづくりの方針に位置づけられています。この方針に基づきまして、都市計画公園の再編及び都市計画公園の機能を補完するため、地区施設として公共的な空地を確保します。

続きまして、「4 変更概要」です。

まず「(1) 地区計画の変更」の「ア 地区計画の目標や土地利用の方針」に、人が主役のまちづくり、ウォーカブルなまちづくりなどの内容を追加します。

「イ 地区施設の変更」です。都市計画公園の再編に伴い、竹の塚第五公園と同程度規模の公共的な空地を担保するため、竹の塚けやき大通り沿いのUR団地敷地の一部に地区施設として広場や多目的広場を位置づけます。

竹の塚けやき大通りと一緒にとなったみどり豊かなオープンスペースを確保し、歩行者の散策や休憩、憩いの場となる空間や地域の多様な主体が文化・交流活動できる施設を備えた空間を配置します。

次に、報告資料では3ページになります。

「(2) 都市計画公園の変更」です。街区公園①、都市計画公園である竹の塚第五公園を削除します。街区公園②、竹の塚五丁目広場を都市計画公園に追加します。

最後に、「5 都市計画手続きの今後の予定」です。

令和6年7月開催予定の都市計画審議会においてご審議いただき、令和6年8月頃の都市計画決定・告示を考えてございます。

以上、報告1の説明でございます。

続きまして、報告説明資料の2「小台一丁目地区のまちづくりについて」、ご説明させていただきます。お手元の資料では、報告説明資料の5ページになります。

まず、「1 報告の趣旨」です。

本案件は、国土交通省による荒川高規格堤防整備事業完了後の土地利用転換にあわせて、地区計画および防火地域を変更することについて、その概要をご報告するものでございます。

「2 地区の現況」です。

当地区は、足立区の南西部に位置し、荒川と隅田川に挟まれた水辺環境豊かな地区です。平成8年に日暮里・舎人ライナー足立小台駅の設置を契機として、地区計画が策定されています。

位置図の点線で囲われた範囲が地区計画区域です。地区の東側では、駅を中心として商業、業務、住宅などの複合的な土地利用が進んでいます。一方、地区の西側には、東京都小台浄化センター計画地や工場の立地する区域が広がっております。

地区の一部は平成30年度より荒川高規格堤防整備事業に着手し、令和5年度中の完成を目指して工事が進められています。

続きまして、「3 地区の課題」です。

本地区においては、工場跡地等の土地利用転換にあわせた適切な土地利用の誘導が必要です。また、「災害に強い首都『東京』形成ビジョン」において、足立区は高台まちづくりのモデル地区に設定され、本地区においても災害に強い拠点づくりとして、高台等を活用した避難場所等の検討を進めていくことが求められています。

6ページをご覧ください。「4 地区計画、防火地域の変更概要」です。

まず「(1) 地区計画の変更」です。「ア 地区整備計画区域」については、だいだい色でお示ししている範囲が、現在の小台一丁目地区地区計画の地区整備計画区域です。今回の変更では、地区整備計画区域を赤枠で囲われた区域まで拡大し、新たに「業務地区」として地区区分を追加いたします。「イ 地区施設」については、緑道2号と通路1号を延長いたします。「ウ 建築物等の用途の制限」は、周辺の居住環境と調和を図るため、準工業地域と同等の用途制限といたします。「エ 壁面の位置の制限」については、周囲の居住環境に配慮し、北側及び南東側の後退を指定します。

続きまして、「(2) 防火地域の変更」ですが、赤枠で囲われた区域について、準防火地域から防火地域へ変更します。

続きまして、「5 都市計画手続きの今後の予定」です。

令和6年7月に開催予定の都市計画審議会においてご審議いただき、8月頃に都市計画決定・告示を予定してございます。

以上で報告2の説明を終わります。ありが

とうございます。

○長塩会長 続きまして、報告3「六木一丁目地区のまちづくりについて」、森田区営住宅更新担当課長から説明願います。

○森田区営住宅更新担当課長 改めまして、区営住宅更新担当課長の森田でございます。私は、報告3「六木一丁目地区のまちづくりについて」、ご報告させていただきます。お手元の資料では、引き続き桃色の表紙の報告説明資料の9ページをご覧ください。

「1 報告の趣旨」でございます。

本案件は、都営六ツ木町アパートの建て替えを適切に誘導し、良好な住環境の形成と地域に貢献する広場の整備や土地の有効利用などを目的に、一団地の住宅施設を廃止し、新たに地区計画の策定を目指すものでございます。

具体的な内容は、令和6年秋頃に予定しております都市計画審議会にてご審議いただきますが、本日はまちづくりの概要をご報告させていただきます。

「2 地区の現況」でございます。

本地区は、足立区の北東部、東京メトロ千代田線北綾瀬駅の北側約1.6kmに位置し、昭和44～45年度に建設された団地です。

本地区周辺は、土地区画整理事業により、都営住宅や道路、公園、水辺空間等が整備されており、良好な住環境が形成されています。

続きまして、報告説明資料の10ページをご覧ください。「3 六ツ木町アパートの現在の構成」でございます。

現況図では、中川第一一団地の住宅施設の区域を赤い実線で示しております。区域の面積は約5.1ha、現在の住棟数は18棟、住戸数は918戸となっております。その他、9号棟は1階に店舗、10号棟は1階に保育園が併設されております。

続きまして、報告説明資料の11ページをご覧ください。「4 計画策定の進め方」でございます。

本地区では昭和45年に都市計画決定された中川第一一団地の住宅施設を廃止し、六木一丁目地区地区計画の策定を検討しています。

その前段階として、事業者である東京都と足立区で、団地建て替えに際してまちづくりの目標や方針を示す建替まちづくり構想を令和6年3月に策定する予定です。

最後に、「5 都市計画手続きの今後の予

定」です。

今後、2月に建替まちづくり構想（案）を地元に周知し、建替まちづくり構想を策定する予定です。その後、春頃に地区計画（原案）の公告・縦覧を行います。夏頃には地区計画（案）の公告・縦覧を行い、秋頃開催予定の都市計画審議会でご審議いただき、都市計画決定・告示を予定しております。

団地建て替え事業の予定といしましては、東京都は令和7年度以降に第1期の建築工事着手を目指しております。

以上で「六木一丁目地区のまちづくりについて」の報告を終わらせていただきます。

○長塩会長 ありがとうございます。

続きまして、報告4「渕江公園及び（仮称）大谷田一丁目公園の都市計画変更について」、山坂パークイノベーション推進課長から説明願います。

○山坂パークイノベーション推進課長 パークイノベーション推進課長の山坂でございます。よろしくお願いいたします。私は、報告4「渕江公園及び（仮称）大谷田一丁目公園の都市計画変更について」、ご報告いたします。

こちらの渕江公園ですが、現在は内谷公園という名称で地域に親しまれておりますが、本報告におきましては、都市計画公園名の渕江公園の名称を使用させていただきます。

それでは、お手元の資料、もも色の表紙の報告説明資料の13ページをご覧ください。

最初に「1 報告の趣旨」でございます。

本案件は、隣接する東渕江小学校の改築を契機に、補助第275号線から避難所となる東渕江小学校へのアクセスを強化するなど防災機能の向上等を図るため、渕江公園の一部を削除し、併せて都市基盤整備や地域のレクリエーション機能の充実を図るため、（仮称）大谷田一丁目公園計画地の区域を新たに追加する都市計画変更を考えております。

本日は、次回の都市計画審議会への付議に先立ち概要を報告するものです。

次に「2 公園の現況」でございます。

渕江公園は、昭和35年に都市計画決定を経て、蒲原・北三谷土地地区画整理事業とともに整備され、昭和37年に開設した公園です。地域拠点である北綾瀬駅周辺に隣接し、公園・道路等の都市基盤が充足した複合系地域に立地しており、地区の幹線道路である補助第275号線と東渕江小学校の間に位置し

ております。

一方、(仮称)大谷田一丁目公園の計画地は、区内の最東部、中川沿いに立地している公共施設跡地です。当該地の周辺は都市基盤の未整備地区で、公園面積が不足している状態でございます。

14ページをご覧ください。

次に「3 渕江公園 現況図及び変更イメージ図」でございます。左側が広域の拡大図、中央が現況図、右側が変更イメージ図です。

既存の渕江公園の北側約0.03haは渕江公園として残し、南側約0.10haのうち約0.09haを新たに小学校(避難所)の区域に追加し、約0.01haを新たに道路の区域に追加いたします。新たに道路の区域に追加する部分には、バスベイの設置を考えております。

15ページをご覧ください。

「4 (仮称)大谷田一丁目公園 現況図」です。左側が広域の拡大図、右側が現況図です。

あすなろ大谷田跡地の約0.10haを新たに都市計画公園とし、街区公園として整備することを考えております。

16ページをご覧ください。

最後に「5 都市計画手続きの今後の予定」でございます。

本日のご報告後、令和6年3月頃に地域や学校関係者に説明を行い、5月頃に東京都知事協議、6月頃に都市計画案の公告・縦覧を経て、7月の都市計画審議会でご審議いただき、8月頃に都市計画決定・告示を行いたいと思っております。令和9年度に渕江公園及び(仮称)大谷田一丁目公園の整備工事を予定しております。

以上で報告4の説明は終わります。ありがとうございました。

○長塩会長 ただいま説明いただきました報告事項1から4について、ご意見・ご質問がありましたらお願ひいたします。

○細岡委員 区民委員の細岡です。報告4の(仮称)大谷田一丁目公園の都市計画についてお尋ねします。

公園の現況の記載の中で、「当該地の周辺は都市基盤の未整備地区で、公園面積が不足している」とございました。何か基準がおありになって不足しているのかなとも思います。今回のこの(仮称)大谷田一丁目公園が計画されることによって、この不足の度合い

が解消されるのか、あるいはまだまだ足りないのかということにつきまして教えてください。

○山坂パークイノベーション推進課長 現在、(仮称)大谷田一丁目公園の予定地の周囲には、児童遊園という小規模の公園は複数あるのですけれども、街区公園並みの公園が存在していない地域になっております。大体誘致距離250mの範囲になるのですけれども、ここを整備することによって、この空白区域が大分減ってくると考えております。そのためこちらの都市計画変更を進めてまいりたいと考えております。

○細岡委員 分かりました。

○岡安委員 区議会議員の岡安です。

今の報告4ですけれども、ちょっと今、横で意見も出ましたけれども、渕江公園を大谷田一丁目公園につけかえるというか、面積をそれ相応にしっかりと潰すからこっちに設けるというのもあると思うのですが、そもそも公園の機能として考えたときに、あまりにもエリアが離れていると思うのですね。この東渕江小の横の渕江公園の近くのエリア、例えば半径200mぐらいのエリアでそのようなつけかえというのはできないのか、検討はしたのか、そこを教えてください。

○山坂パークイノベーション推進課長 現在の渕江公園の周囲は、現状の公園の配置を確認しております。近くには稗田公園、東谷中公園、谷中公園、東側には東和親水公園など、かなりの数の公園が配置されておりまして、先ほどもお話しました誘致距離250mの円等を描きまして、その結果としても、かなり充足しているということが確認されております。

○岡安委員 そうしますと、このエリアでここを潰すから、足りないからという意味合いでないですね。あくまでも別問題として(仮称)大谷田一丁目公園を、このエリアにこの公園を整備する必要があるということで整備した。そしてたまたまこの東渕江小の横の公園も学校のほうに資する形で潰すと。結果としては、こういう別の案件がたまたま同じ時期にやるという形になった。そういう捉え方もできると思うのですが、いかがですか。

○山坂パークイノベーション推進課長 結果としては、委員のおっしゃるような形で、渕江公園のほうでは学校を中心とした防災

力の強化になるとともに、大谷田地区では不足している公園の施設をつくることによって都市施設の充実を図れるという結果で、両方いい方向に変更になったかなと考えております。

○岡安委員 この渕江公園ですけれども、もともとこの公園は、現地を見られている方は分かると思うのですが、補助第275号線という車両がかなり通る道路に面していて細長くて、あまりお子さんが、昔はいざ知らず、この10年以内に頻繁にそこで遊ぶような公園としては使い勝手が悪い公園だなという位置にありますて、コロナ前ですけれども、そこに学童ができると狭い公園になって、学校の防災機能等に資するような形になるのは、大方の意見としては賛成の方が多いと思うのですけれども、ただ、校舎の裏側というか、公園から校舎の横の壁がずっと見えるところにくっつける形で、都計審で聞く話でもないのかもしれないですけれども、ちょっと分かってたら。どのようにあそこをくっつけて学校の敷地にして利用していくのか。倉庫かなんか建てるのですかね。何か情報が入っていれば教えてください。

○臺東部地区建設課長 今委員がおっしゃられたどのようにというところは、残っているところの部分というお話になりますでしょうか。

こちらのほうは改築する際の学校の校庭として、一体として整備していく予定でございます。

○岡安委員 そうすると、今、既存は校舎のところが入っていますけれども、横のところまで。この校舎はなくなっちゃうのですかね、新築のときは。

○臺東部地区建設課長 既存の校舎は潰しまして、その潰したところに新しい校舎を建てるということです。

○長塩会長 そういう細かい話は直接、委員のところへ行って話をしてください。ここはそういう場所じゃありませんから。

○岡安委員 ちょっと1点、最後に。14ページの一番右の図に、新たに道路区域に追加すると、100m²ですね。ここを道路にしちゃうということですね。道路をここだけ広げると、こういう意味なのですよね。

○臺東部地区建設課長 そのとおりでございます。

○横村委員 建築士事務所協会の横村でござります。

ざいます。

報告1「竹ノ塚駅中央地区のまちづくりについて」の2ページで何点かご質問させてください。

この「3 地区の課題」の4行目、「公共的な空地を確保する」というのが、具体的にどういうことか。

それから、「(1) 地区計画の変更」でウォーカブルなまちづくり、どんなまちづくりなのか、お教えいただきたい。

それともう一つ、区として駅前まちづくりにおいてのコンセプトというか、竹ノ塚の駅のイメージは、私は団地のまちの駅という、要するに東京がスプロール化して郊外になって、団地がたくさんできて団地駅前のまちというイメージが、どうしてもこちら側の地域は、駅を下りて真正面に団地だらけの駅というようなイメージがございます。それが悪いとは言わないのですが、それをより生かした、どんな駅前づくりの方針をお考えなのか。細かいことでなくて大きな方針で結構ですので、お教えいただけたらと思います。以上です。

○長塩会長 細かいことはいいですから、大きな答えだけ話してください。細かいことがあつたら直接聞きに行ってください。これは審議会だから。

○中村まちづくり課長 3点ございました。公共的な空間については、けやき大通りに沿ったところに歩道を補完するような広場的な空間、そういうものを位置づけていきたいと考えています。

それからウォーカブルにつきましては、駅を中心としまして、交通はもちろんありますけれども、人が主役となるような空間づくり、場づくり、こうしたものを考えていくたいなということで考えています。

関連してですけれども、駅前についてですが、東口駅前は、委員おっしゃるとおり、UR第三団地がございます。今後いろいろ駅前広場を拡張するところについては、その辺の整備も必要になってきますので、駅前についても、バス、タクシー、自動車、こういったところの交通結節機能だけではなくて、その駅前広場にも人が集まるですか、あるいはイベントなんかもできるような空間、こういったものができるような駅前広場にしていきたいということで考えているところでございます。

○横村委員 ぜひそういうような、団地があるってもこんなに駅前が魅力的だと思えるようなまちづくりを頑張ってやっていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

続けてもう1問だけよろしいでしょうか。

○長塩会長 悪いけれども、ここは要望する

場所じゃありませんから。

○横村委員 要望ではないです。質問させてください。

中川のところの団地というか、3番目の六ツ木町アパートの現状。これも先ほど審議事項にありましたことと同じような点をどんなふうに考えているのか。秋になって「こうなります」ということでないようにしていただきたいのと、来年の2月に建替まちづくり構想（案）を地元に周知するということであれば、現時点での構想（案）は見せていただくことは可能ではないかなと思ったものですから、その辺をお教えください。以上です。

○森田区営住宅更新担当課長 まず1点目のご質問ですが、緑のネットワークとか既存樹木を生かしたまちづくりとか、コンセプトとしては、花畠と同じように考えております。

2点目のまちづくり構想（案）でございますけれども、まだ作成中でございまして、内容がまとまり次第、情報を提供させていただければと思います。

○横村委員 先程の花畠と同じとは思いません。9ページの地図を拝見しますと、周りに中川、花畠川。中川周辺は、よく町会の方からもお伺いしますが、水害の問題で冷や冷やしているようなことがたくさんあります。そういうようなことがこの団地計画も何か配慮する予定がございますでしょうか。ありましたらお教えください。

○真鍋専門委員 今のご質問は、例えば水害等、建物計画について配慮するかというご質問かと思います。当然のことながら、それについては東京都と検討してまいります。

○横村委員 ちょっと細かいことになりますが、この辺は何mぐらいの水害地域でしょうか。

何mかは後でお調べいただいて結構なのですが、要するに、そういう水害に対して、先程もかねだ委員から大師前の施設がありましたが、あの辺は3.5mで、1階のピロティが3.5mに対応して2階以上が避難施設になるというか、避難の一時的な対応がで

きるというふうに造ったと伺っております。ですから、こここの水害のそういうことにもご配慮いただいて、ご計画いただけすると区民は安心するのではないかなと思いますので、まだこれからのことともたくさんあると思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

○長塩会長 要望ですね？

○横村委員 要望です。

○長塩会長 もう一回言いますけれども、ここは要望する場所ではありませんからね。ここはあくまでも審議会だということをご承知ください。

それでは、他になれば、これにて本日の「議案審議」及び「報告事項」は終了といたします。これより会の進行を事務局にお願いします。

○室橋都市建設課長 長塩会長、議事進行ありがとうございました。

最後に、長塩会長から皆様方にご挨拶がございます。

それでは、長塩会長、よろしくお願ひいたします。

○長塩会長 最後に何か言いたかったらというご指示もありますので、特に何もないのですけれども、あえて言えば、立つ鳥跡を濁さず。ただ、いつの間にか立つことを忘れちゃったんじゃないかと言われかねないほど、随分長く審議会に参加させていただいておりました。40歳の頃から登場させていただいたのですから、ありがたいことだし、年が明ける間もなしに80になります。上に上がることを忘れちゃったんじゃないかと。それは濁すもとなるとするならば、本当に申し訳ないことだと、この頃思わせていただいております。

長くなりましたが、年が明けると満80、でそういう年になります。そうなっちゃってから、まだ忘れてるんじゃないかと言われないように、今のうちに皆さんにご挨拶を申し上げるという事務局の強い要望でございますので、忘れないうちにお礼のご挨拶を申し上げたいと思います。本当に長い間ありがとうございました。（拍手）

○室橋都市建設課長 長塩会長、どうもありがとうございます。

今回の審議会をもちまして、長塩会長がご退任というようなお言葉でございました。長塩会長には、10年以上の長きに渡りまして、足立区都市計画審議会の会長を務めていた

だき、足立区の都市計画行政に多大なご尽力をいただいております。足立区都市計画審議会会长を務めていただきましたこと、心より感謝を申し上げたいと思います。長塩会長、本当にありがとうございました。（拍手）

それでは、事務局から事務連絡が2点ほどございます。

1点目でございます。次回の足立区都市計画審議会でございますけれども、令和6年7月を予定させていただいております。新年度になり日程が決まり次第、改めてご通知申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

2点目でございます。本日当審議会におきまして、お車にてご来場いただいた委員の皆様につきましては、駐車券をご用意させていただいておりますので、ご入用の方は事務局におしつけいただきたいと思います。

事務連絡は以上でございます。委員の皆様から何かございますでしょうか。

ないようでしたら、これにて第79回足立区都市計画審議会を閉会とさせていただきます。長時間にわたりまして、ありがとうございました。